議第１１３号

市道用地の登記未了により発生した損害に係る和解及び
損害賠償額の決定について

市道柏崎６－３号線及び市道柏崎６－１３６号線の用地について登記が未了となっていたことにより発生した損害に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

令和４年（２０２２年）１２月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
（記載削除）	柏崎市は、相手方の土地のうち市道用地の登記未了により課税された平成１５年度（２００３年度）から令和４年度（２０２２年度）までの２０年間分の固定資産税及び都市計画税相当額（７１６，０００円）に遅延損害金相当額（３７６，４８４円）を加算した額を、損害賠償額として相手方に支払うものとする。	１，０９２，４８４円